

指定廃棄物処理促進市町村長会議におけるご意見

1. 会議の開催状況

第 4 回指定廃棄物処分等有識者会議（平成 25 年 5 月 21 日）の開催以降、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県の 5 県において指定廃棄物処理促進市町村長会議（以下、「市町村長会議」という。）を以下のとおり開催した。

(1) 宮城県(第 3 回)

日時：5 月 29 日(水) 10:00～12:00

出席者

宮城県：村井知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：35 市町村長のうち 35 名が出席（12 名は、代理出席）

(2) 栃木県(第 2 回)

日時：5 月 27 日(月) 14:00～15:15

出席者

栃木県：福田知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：26 市町村長のうち 26 名が出席

(3) 千葉県(第 2 回)

日時：6 月 3 日(月) 14:00～15:40

出席者

千葉県：森田知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：54 市町村長のうち 54 名が出席（25 名は、代理出席）

(4) 茨城県(第 2 回)

日時：6 月 27 日(木) 14:00～16:00

出席者

茨城県：橋本知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：44 市町村長のうち 44 名が出席（21 名は、代理出席）

(5) 群馬県(第 2 回)

日時：7 月 1 日(月) 14:00～15:40

出席者

群馬県：大澤知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：35 市町村長のうち 35 名が出席（10 名は、代理出席）

2. 指定廃棄物処理促進市町村長会議での主な意見の概要 (各県毎の会議結果概要は、別紙1参照)

(1) 基本的事項

- 国が責任をもって福島県の土地を買い上げ、そこに集約して処分するのがよい。(宮城県、栃木県)
- 基本方針について、国と福島県の住民の間でどのような話し合いがあったかについて、順序立ててわかりやすく経緯の説明をしてほしい。(栃木県)
- 当県は、県内に1ヵ所最終処分場を設置する方向で進めたい。(宮城県)
- 1箇所での集約処分となると候補地に選定された市町村の負担が大きすぎるので、県内に最終処分場を複数箇所造って分散処分する方がよいのではないか。(千葉県)
- 今の保管状況で地元周辺に影響があるという話はあまり伝わってこない。それほど大きな問題になっていないのであれば、処分場を設置しなくても現状の保管をさらに強化することで対応できないか。(茨城県)

(2) 施設の安全性について

- 廃棄物に含まれている放射性物質はどれくらいの年月で減衰するのか。また、構造物の耐用年数はどの程度か。ベントナイトは実際には軟弱なものであり、すぐに破れてしまうのではないか。仮に放射性物質が漏れた場合はどうなるのか。(千葉県)
- 市町村長だけの会議ではなく、国民全体に対してこのような施設が安全上問題が無いということを説明していただきたい。(茨城県、群馬県)

(3) 選定手順・評価項目・評価基準について

- 国有地を基本としているが、本当に安全な施設であれば国有地以外も候補地になるのではないか。(群馬県)
- 原発事故の影響で農業や畜産も被害を受けている地域、風評被害を受けている地域、放射線量が高い地域等、すでに被害を受けている地域についてはさらなる被害を防止する観点から対象より除外すべき。(栃木県、群馬県)
- 観光に関する評価指標について入込客の50万人と言う数字には無理がある。観光客が1ヵ所に集まるわけでもないのに、数百メートルで地域を区切るのは困難。数字にはあまりこだわらないようにしてほしい。(宮城県)
- 原子力関連事業者の土地なども候補地として検討してほしい。既存の施設なら保管の技術レベルも高く、モニタリングなどの体制が整備できているのではないか。(茨城県)
- 安心等に関する評価項目としては水源に関する項目を最も重視してほしい。(千葉県、宮城県)
- 安心の評価で、加点の前に各評価項目に重み付けするのは問題があるのではないか。(宮城県)
- 水源の条例は各市町村でも苦勞して作ったと思うので、考慮するよう検討していただきたい。(宮城県)

- 安心等に関する評価項目として、保管量を点数化すべきでない。(宮城県)
- 選定過程や提示方法について非公開での審議にすると、候補地となった市町村の理解が得られないのではないか。(宮城県)
- 選定過程や評価過程において、名前のあがる地域の気持ちをよく考えて国において検討いただきたい。(千葉県)

(4) 地域振興策、風評被害対策等について

- 最終処分場を引き受けるにあたって条件、支援策等がないと地元の理解が得られないのではないか。(茨城県)

(5) 今後の会議の進め方等

- 有識者会議の議事録など含め、会議資料を事前に配付してほしい(宮城県)
- 市町村会議での資料の確認において、市町村長から特段の意見が出なかった場合に了承したと整理するのは少し強引ではないか。(千葉県)

(6) その他の意見

- 8,000Bq/kg以下でも処理に理解が得られない中で、いくら安全といわれても、候補地となった場合には受入を認められない。(栃木県)
- フレキシブルコンテナでの保管は2～3年の寿命と聞いているので管理の見直し等も必要であり、安全な管理のための国の指導、民間による適正な保管も含め、経済的な支援対策について説明が必要。(栃木県、茨城県)
- 指定廃棄物の発生量、発生源などに「発生」という用語を使用していることについては、各地域で指定廃棄物を発生させたのではなく、汚染されたものがたまたま集約されているだけであり、表現を工夫してほしい。(千葉県)
- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について、民間処分場が4,000Bq/kg等の自主基準値を設定して廃棄物の搬入制限をして困っており、対応を考えてほしい。(千葉県、茨城県)
- 最終的に候補地を決める際に、市町村の同意は必要である。(茨城県)
- 選定のプロセスは丁寧だと思うが、いざ自分の自治体が指定された場合を想定すると正直なところ受入は難しいのではないか。市町村の同意が無くても、国が責任を持って候補地を選定し、進めるべき。(茨城県)
- 有識者会議について、農業、地方行政の専門家や被災者の住民の代表に委員に加えるべきではないか。(群馬県)

3. 市町村長会議開催後に提出された市町村長の主な意見の概要について

市町村長会議開催後に、宮城県、栃木県、千葉県及び茨城県が県内の市町村長からの意見を集め、環境省に提出されたものの要約を、別紙2から別紙5までに示す。今後、市町村長から更なる追加的な意見が提出された場合には、それについては、次回以降の会議でお示しする。

別紙1～5は省略

